

総合防災訓練にご参加を 10月16日(日)に滝山公園で

市では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の理念に基づき、性別・年齢などに関わらず「災害対応」について自主的に学べるよう、参加型・体験型の総合防災訓練を実施します。

前日と当日に、防災行政無線の放送でご案内します。なお、雨天または災害が発生した場合やその恐れがある場合は、訓練を中止します。

詳しくは防災防犯課 ☎470・7769へ。

訓練の想定

多摩直下型地震対応型

多摩地域に震度6強の直下型地震が発生し、建物の倒壊や火災、窓ガラスの破損・落下、家具などの転倒によって負傷者が発生した場合を想定した各種訓練を行います。

スケジュール

(1) 避難誘導訓練 II 午前9時～9時半ごろ

滝山公園周辺の自治会が近所の広場などに集まり、滝山公園まで避難します。

災害に備えて

家族会議をしましょう

もしものとき、家族がバラバラでは困ります。次のようなテーマで家族会議を開いて、連絡方法や避難場所などを確認しておきましょう。

(1) 家族の役割

火の始末をする役、電源(ブレーカー)やガスの元栓を止める役、お年寄りの安全確保をする役、持ち出す荷物の分担など。

(2) 消火用具について

消火器やバケツの置き場所をおきましょう。災害時伝言ダイヤルや災害時伝言板、玄関の扉に張り紙をするなどの方法があります。

(3) 家族間の連絡方法

災害時の家族間の連絡方法を、平時から話し合っておきましょう。

(5) 避難経路の安全確認

避難所へのルートを実際に歩いて避難経路の安全を確認しておきましょう。

(6) 非常持ち出し品の確認

非常食・飲料水などの消費期限や、持ち出し品の量が多

への救援物資を輸送する訓練です。

④救出救護訓練 II 倒壊した建物などに残り残された負傷者を救出し、医療救護所で手当てをします。

⑤初期消火訓練 II 消火器による初期消火訓練を行います。

⑥一斉放水 II 延焼防止のため一斉放水を行います。

④避難所運営訓練 II 午前9時～10時半

滝山公園に隣接している西中学校の体育館で、周辺自治会などが主体的に行います。

⑤給水訓練 II 午前9時～10時半

西中学校の校庭で給水訓練を実施します。

※訓練内容は一部変更する場合があります。駐車場はありません。

訓練参加機関・団体

市、東京消防庁東久留米消防署、都水道局、東久留米市消防団、陸上自衛隊第1後方支援連隊、警視庁田無警察署、日本郵便株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、株式会社NTT東日本、東京都トラック協会、東久留米市建設業協会

訓練当日サイレンが鳴ります

訓練当日の午前9時に、サイレンを市内全域で鳴らします。サイレンが鳴りましたら、市民の皆さんも、その場で姿勢を低くし、頭を守るなど、自宅でもできるシェイクアウト訓練(身体防護訓練)にご参加ください。

避難所の確認

避難所を家族全員で確認し、市が指定した避難所だけでなく、市が指定しなかったり、実際に災害が発生したとき、決めておいた避難所へ行くのが難しい場合は、別の避難所へ逃げましょう。

情報の入手

携帯ラジオ、携帯電話のワンセグテレビなど、家庭内の電源が使えないときの情報入手手段を持つておきましょう。詳しくは防災防犯課 ☎470・7769へ。

10月から「燃やせるごみ」と「布類(古布)」の戸別収集が始まります

10月から、「燃やせるごみ」と「布類(古布)」の戸別収集が始まります。戸建て住宅は自宅の敷地内の接道付近に、集合住宅は建物ごとの専用集積所、または決められた場所に、それぞれ排出してください。

グリーンボックスは、9月の最後の「燃やせるごみ」の収集後に封鎖し、順次撤去します。路上にあるグリーンボックスは、撤去後の場所に、その他の品目を排出するため目印となるカラーコーンを設置します。

10月からの「燃やせるごみ」と「布類(古布)」の排出場所は、左図に示された場所となります。原則道路に面した敷地内に排出してください。

10月からの排出方法や、戸別収集の排出場所の個別相談などの説明会を開催します。

鳥獣被害対策について

戸別収集に伴い、ガラスや

猫などの鳥獣被害が懸念されます。このような被害を防ぐために、東久留米市に住民登録があり、戸建て住宅に住んでいて希望する世帯に、戸別収集容器を1回に限り1個配布します(8月31日で申し込み終了)。容器の受け取りは、10月以降も祝日を除く月曜、金曜日の午前9時～正午、午後1時～5時に、同課(八幡町2ノ10ノ10)で行えます。

なお、清掃車両の出入りがあるため、来庁の際はご注意ください。配布場所へ受け取りに来られない方は、受け取り方法を調整しますので同課へ連絡してください。

10月からの排出方法や、戸別収集の排出場所の個別相談などの説明会を開催します。

下表の会場で行いますので、戸別収集容器の受け取りの際に、上履きを持参の上、お立ち寄りください。会場には磁気ループを設置し、手話通訳者を配置します。また、駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

説明会日程

日程	午前10時半～11時	午後3時～3時半
9月3日(土)	小山小学校 体育館	神宝小学校 体育館
4日(日)	第三小学校 体育館	第五小学校 体育館
10日(土)	下里小学校 体育館	第九小学校 体育館
11日(日)	第七小学校 体育館	第十小学校 1階学習室
17日(土)	南町小学校 体育館	本村小学校 体育館
18日(日)	第二小学校 体育館	第一小学校 体育館
24日(土)	第六小学校 体育館	

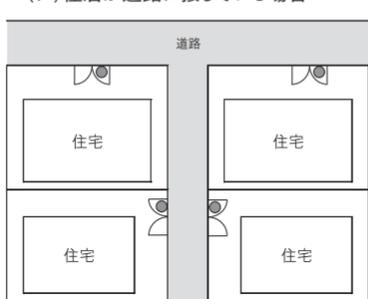
※駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

分別収集計画(第8期)の公表について

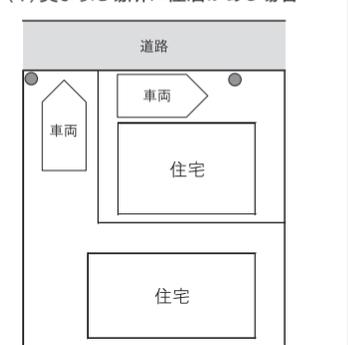
市では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に規定する市町村分別収集計画を、3年ごとに、5年を1期として策定しています。この規定に基づき、29年4月を始期とする「東久留米市分別収集計画(第8期)」(29年～33年度)を策定しました。計画の全文は、ごみ対策課(八幡町2ノ10ノ10、市政情報コーナー)市役所2階、市ホームページでご覧になれます。詳しくは同課 ☎473・2117へ。

戸建て住宅の場合

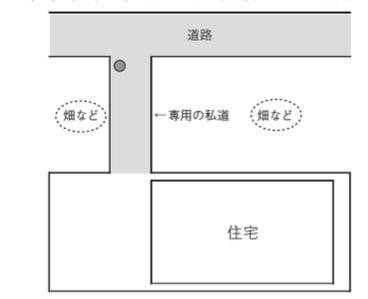
(ア)住居が道路に接している場合



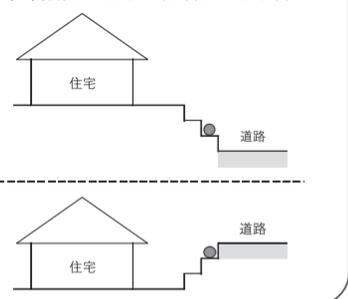
(イ)奥まった場所に住居がある場合



(ウ)専用の私道の先に住居がある場合

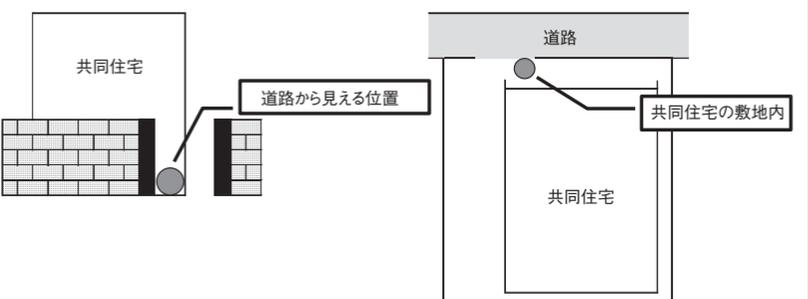


(エ)階段の上下に住居がある場合



共同住宅で専用の集積場がない場合

(オ)通常の共同住宅の場合



(カ)メゾネットタイプの共同住宅

(すべての部屋の玄関が1階にある共同住宅で、集積場が無い場合)

